

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例設定について

八王子市議会委員会条例（昭和43年八王子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の<u>教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の<u>委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。